

平成29年度第2回関市消防委員会

と き 平成29年12月15日(金)

午後2時00分から

ところ 関市役所6階6-6・7会議室

1 委員長あいさつ

2 議題

(1) 年末夜警について

(2) 出初式について

(3) 消防操法大会会場選定について

(4) 学生消防団活動認証制度について

(5) 災害支援団員について

3 副委員長あいさつ

平成 29 年度年末夜警実施要綱

1 目的

消防団の夜警は、火災等の災害事故を防止し、また、事故等を発見した場合は、これを最小限に抑制することを目的とする。

2 期間

年末夜警 平成29年12月26日（火）～30日（土）の5日間

激励巡視 平成29年12月26日（火）・27日（水）

3 夜警実施方法

- (1) 夜警は、原則として分団ごとに分団拠点を詰所として実施するものとする。
- (2) 勤務時間は、午後8時から午前0時までとする。
- (3) 巡回中は、分団拠点との連絡体制を確立し、事故が発生したときは直ちにその措置を行い、速やかに分団長に連絡をするものとする。
- (4) 夜警要員の数など必要事項は、分団の実情に応じて分団長が決定する。

4 夜警サービス

- (1) 服装は、活動服、法被、アポロキャップ、コンバットシューズを着用すること。
ただし、巡回中又は消防車両に乗車するときはヘルメットを着用するものとする。
- (2) 勤務中は、飲酒しないこと。
- (3) 夜警日誌は責任者が記入し、人員を交替する場合は交替者に申し送りをする事。

5 激励巡視時の要領

- (1) 分団長は、激励巡視予定時刻のおおむね30分前に団員を集合させ、待機すること。
- (2) 団員は規律厳正できびきびした行動をとるものとする。
- (3) 指揮者は上席者とする。
- (4) 激励進行要領は、別記によるものとする。
- (5) 激励巡視経路及び巡視予定時刻は、別紙のとおりとする。
- (6) 激励巡視中は、無線を常時開局し巡視状況を把握すること。
- (7) 夜警日誌は、巡視者の求めに応じて閲覧できるよう準備しておくこと。
- (8) 来賓車両等の誘導、横断歩道等危険な場所については誘導員を配置すること。

6 その他

- (1) 12月26・27日の激励巡視は、前記によるほか次のとおりとする。
 - ア 全団員が巡視を受けるものとする。(ただし地元の方などの激励に備えて詰所に1名待機しておくこと)
 - イ 巡視に先立ち、副本部長が注意事項を指導するので、全団員を集合させ待機していること。
 - ウ 巡視終了後は、当日の当番を除き解散するものとする。
- (2) 夜警日誌は、消防出初式の受付に分団ごとに提出すること。
- (3) 分団長は、安全管理を徹底させ、団員の体調管理に配慮すること。

《年末夜警激励巡回コース》

12/26(火)

19:30 関市役所1階アトリウム 集合

19:40 関市役所 出発(市長巡視)

↓(60分)

20:40~20:47 板取分団 板取事務所

↓(23分)

21:10~21:17 洞戸分団
洞戸ふれあいセンター

↓(33分)トイレ休憩含む

21:50 関市役所 解散

19:40 関市役所 出発(副市長巡視)

↓(10分)

19:50~19:57 倉知分団
JAめぐみの倉知支店

↓(13分)

20:10~20:17 小金田分団拠点

↓(7分)

20:24~20:31 千足分団拠点

↓(17分)

20:48~20:55 武芸川分団
武芸川事務所

↓(15分)トイレ休憩あり(時間調整)

21:10~21:17 広見分団拠点

↓(7分)

21:24~21:31 瀬尻分団拠点

↓(9分)

21:40 関市役所 解散

12/27(水)

19:30 関市役所1階アトリウム 集合

19:35 関市役所 出発(市長巡視)

↓(17分)

19:52~19:59 富野分団拠点

↓(20分)

20:19~20:26 武儀分団
武儀生涯学習センター

↓(15分)

20:41~20:48 上之保分団
上之保生涯学習センター

↓(42分)トイレ休憩含む

21:30 関市役所 解散

19:35 関市役所 出発(副市長巡視)

↓(8分)

19:43~19:50 下有知分団
JAめぐみの下有知支店

↓(8分)

19:58~20:05 安桜分団 加藤歯科

↓(5分)

20:10~20:17 本部分団拠点

↓(5分)

20:22~20:29 旭ヶ丘分団拠点

↓(14分)

20:43~20:50 田原分団拠点

↓(10分)トイレ休憩あり(時間調整)

21:00~21:07 富岡分団
富岡公民センター

↓(13分)

21:20 関市役所 解散

H29年末夜警激励者一覧

(敬称略)

役職	氏名	26(火)		27(水)	
		旧関・芸	板・洞	旧関	富野・儀・上
関市長	尾関 健治		○		○
関市議会議長	三輪 正善	○		○	
岐阜県議会議員	尾藤 義昭	○		○	
岐阜県議会議員	酒向 薫		○		○
中濃県事務所長	酒向 隆				○
中濃県事務所 副所長	澤村 隆幸		○	○	
中濃県事務所 振興防災課 防災係長	上野 哲治	○			
関警察署長	中嶋 治彦				○
関警察署副署長	宮ノ腰 隆司		○		
関警察署警備課長	田村 英樹	○		○	
関市消防委員長	石場 公章		○		○
関市自治会連合会長	遠藤 俊三	○		○	
関市防災指導員連絡協議会長	小川 寿一		○		○
関市消防協会 顧問	川嶋 司郎	○		○	
関市消防友の会 会長	兼子 明夫	○		○	
岐阜県消防協会 顧問参与会長	太田 静雄	/	板取	/	/
中濃消防組合消防長	足立 秀人				○
中濃消防組合消防次長兼関消防署長	藤田 哲也		○	○	
中濃消防組合総務課長	美濃羽 紀彦	○			
関市副市長	中村 繁	○		○	
関市市長公室長	山下 清司		○		○
関市消防団長	多田 壽夫		○		○
関市消防団副団長	塚原 佳人	○		○	
関市消防団副団長	土屋 泰弘	○		○	
関市消防団副団長	吉田 千秋	○			○
関市消防団副団長	長屋 利文		○		○
関市消防団副団長	波多野 寿啓		○		○
関市危機管理課長	波多野 一人	○		○	
関市危機管理課	亀山 昌孝	○		○	
関市危機管理課	河村 明宏		○		○
関市危機管理課	白田 好希		○		○

平成30年関市消防出初式次第

1 日時

平成30年1月8日(月・祝) 午前9時30分から12時00分

2 場所

式典会場 関市桜本町 関市文化会館大ホール
関団会場 関市桜本町 関市文化会館 屋外
放水会場 関市稲口 稲口橋下流津保川河川敷

3 主催

関市

4 大会次第

- 1 開会のことば
- 2 国旗に注目
- 3 団旗入場
- 4 出場人員報告
- 5 市長式辞
- 6 団長訓示
- 7 表彰
 - 岐阜県知事表彰
 - 関市長表彰
 - 関市長感謝状
 - 中濃消防組合消防長表彰
 - 中濃地区幼年少年女性防火委員会表彰
 - 岐阜県消防協会長表彰
 - 中濃ブロック消防協会長表彰
 - 関市消防協会長表彰
 - 関市消防団長表彰
 - 関市消防団長感謝状
 - 退職団員報償
- 8 来賓祝辞
- 9 来賓紹介
- 10 関市消防音楽隊の演奏
- 11 岐阜県消防の歌斉唱
【記念撮影】
- 12 関団
【放水会場へ移動】
- 13 放水演習
- 14 閉会式隊形整列
- 15 演習終了報告
- 16 万歳三唱
- 17 閉会のことば
解散

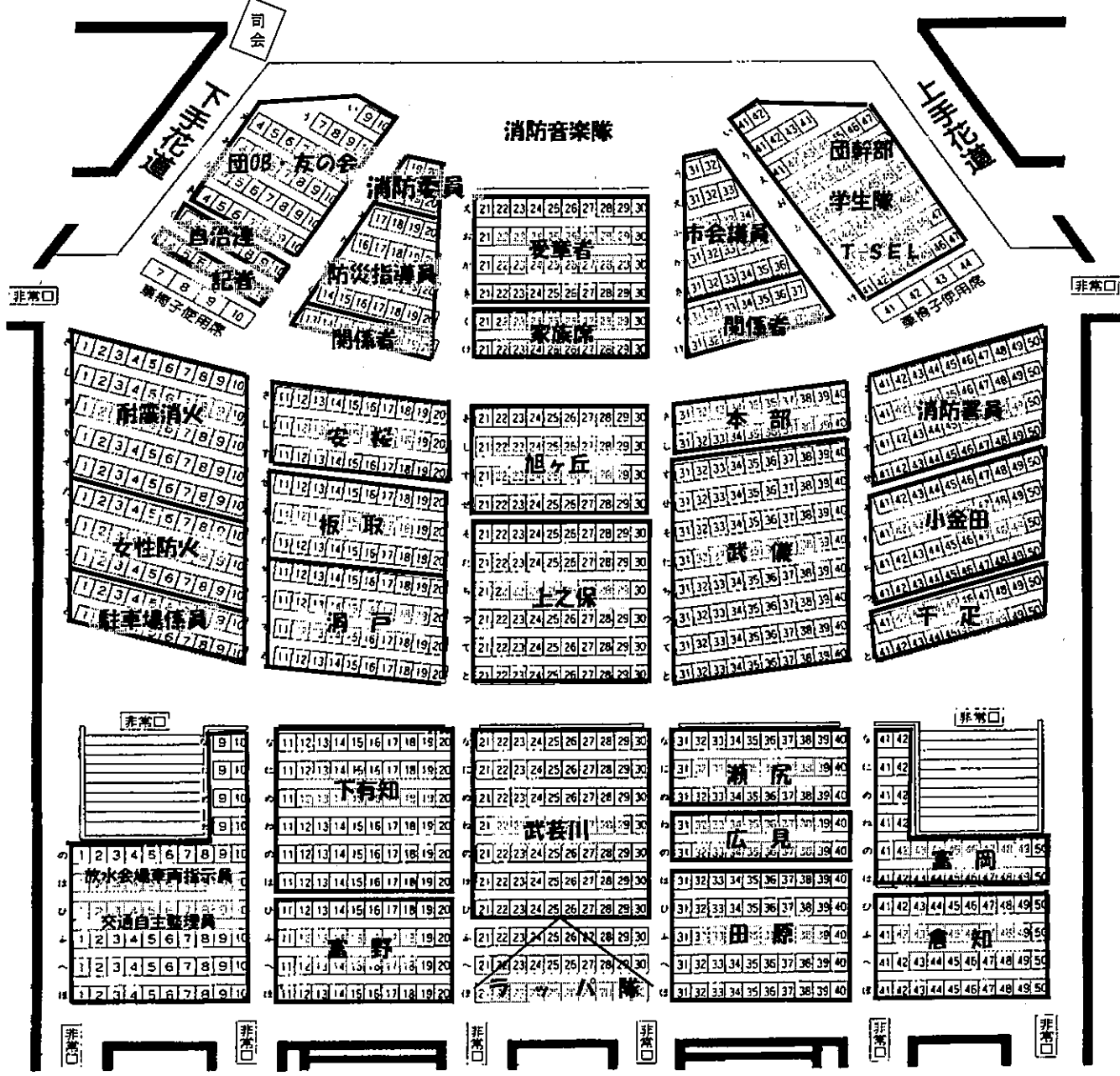
式典会場席表

国旗・市旗

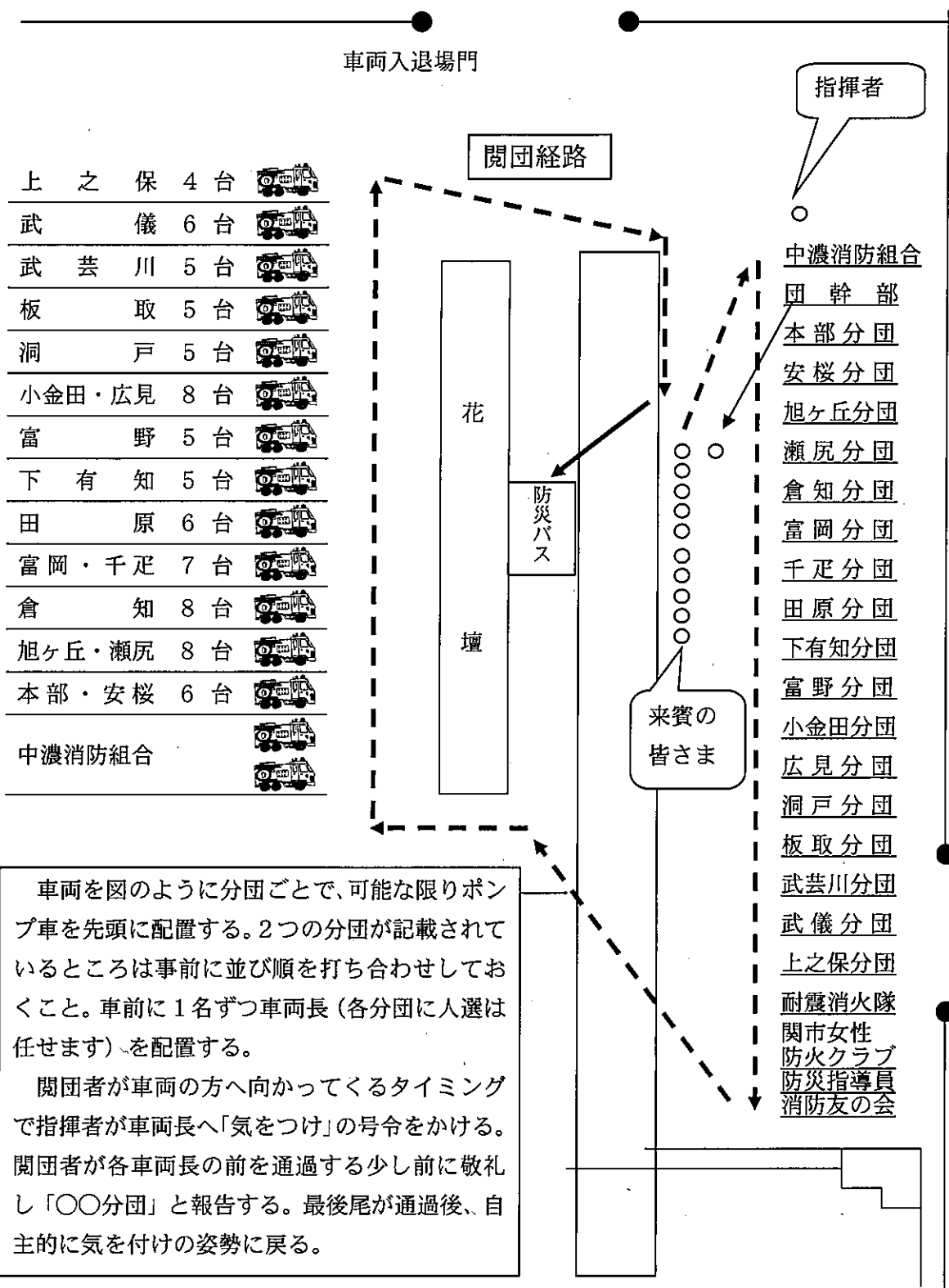
演台
松 ○ マイク

- 川嶋 消防協会顧問
- 中部学院大学長
- 市副議長
- 消防長
- 市議長
- 武藤衆議院議
- 尾藤県議
- 酒向県議
- 中濃県事務所長
- 関警察署長
- 防災指導員連絡協議会長
- 消防友の会長
- 耐震消防隊連絡協議会長
- 関市女性防火クラブ会長
- 消防委員長
- 自治会連合会長

- 空長
- 署長
- 市長
- 団長
- 副市長

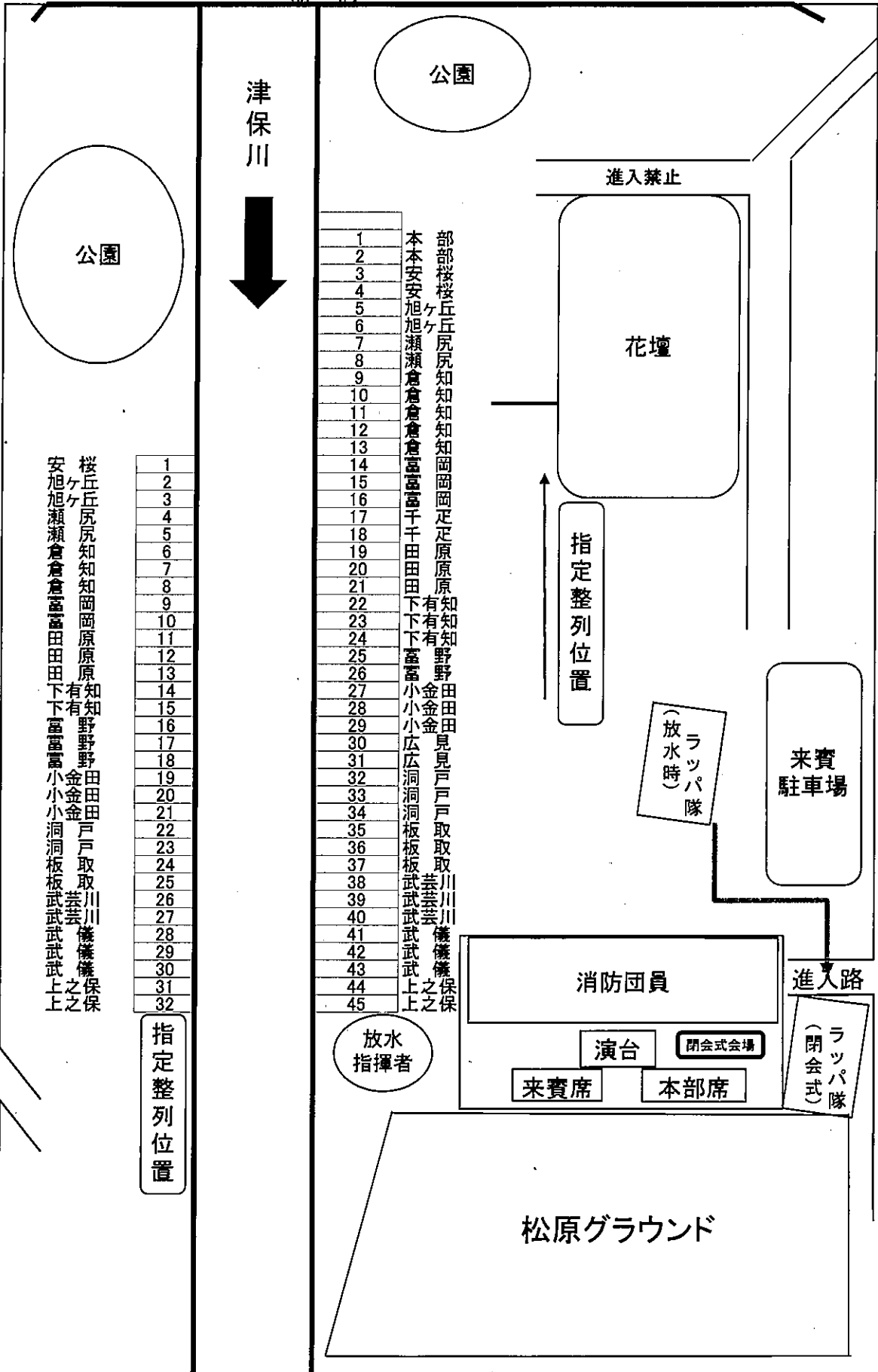


式典会場見取図 (整列・閲団)



放水・閉会式隊形

稲口橋



- | | | |
|----|---|---|
| 1 | 部 | 桜 |
| 2 | 部 | 旭 |
| 3 | 本 | ヶ |
| 4 | 本 | ヶ |
| 5 | 旭 | ヶ |
| 6 | 旭 | ヶ |
| 7 | 瀬 | ヶ |
| 8 | 瀬 | ヶ |
| 9 | 倉 | ヶ |
| 10 | 倉 | ヶ |
| 11 | 倉 | ヶ |
| 12 | 倉 | ヶ |
| 13 | 富 | ヶ |
| 14 | 富 | ヶ |
| 15 | 富 | ヶ |
| 16 | 富 | ヶ |
| 17 | 千 | ヶ |
| 18 | 千 | ヶ |
| 19 | 田 | ヶ |
| 20 | 田 | ヶ |
| 21 | 田 | ヶ |
| 22 | 下 | ヶ |
| 23 | 下 | ヶ |
| 24 | 下 | ヶ |
| 25 | 下 | ヶ |
| 26 | 野 | ヶ |
| 27 | 野 | ヶ |
| 28 | 野 | ヶ |
| 29 | 野 | ヶ |
| 30 | 野 | ヶ |
| 31 | 野 | ヶ |
| 32 | 野 | ヶ |
| 33 | 野 | ヶ |
| 34 | 野 | ヶ |
| 35 | 野 | ヶ |
| 36 | 野 | ヶ |
| 37 | 野 | ヶ |
| 38 | 野 | ヶ |
| 39 | 野 | ヶ |
| 40 | 野 | ヶ |
| 41 | 野 | ヶ |
| 42 | 野 | ヶ |
| 43 | 野 | ヶ |
| 44 | 野 | ヶ |
| 45 | 野 | ヶ |

- | | | |
|----|---|---|
| 1 | 桜 | ヶ |
| 2 | 旭 | ヶ |
| 3 | ヶ | ヶ |
| 4 | ヶ | ヶ |
| 5 | ヶ | ヶ |
| 6 | ヶ | ヶ |
| 7 | ヶ | ヶ |
| 8 | ヶ | ヶ |
| 9 | ヶ | ヶ |
| 10 | ヶ | ヶ |
| 11 | ヶ | ヶ |
| 12 | ヶ | ヶ |
| 13 | ヶ | ヶ |
| 14 | ヶ | ヶ |
| 15 | ヶ | ヶ |
| 16 | ヶ | ヶ |
| 17 | ヶ | ヶ |
| 18 | ヶ | ヶ |
| 19 | ヶ | ヶ |
| 20 | ヶ | ヶ |
| 21 | ヶ | ヶ |
| 22 | ヶ | ヶ |
| 23 | ヶ | ヶ |
| 24 | ヶ | ヶ |
| 25 | ヶ | ヶ |
| 26 | ヶ | ヶ |
| 27 | ヶ | ヶ |
| 28 | ヶ | ヶ |
| 29 | ヶ | ヶ |
| 30 | ヶ | ヶ |
| 31 | ヶ | ヶ |
| 32 | ヶ | ヶ |

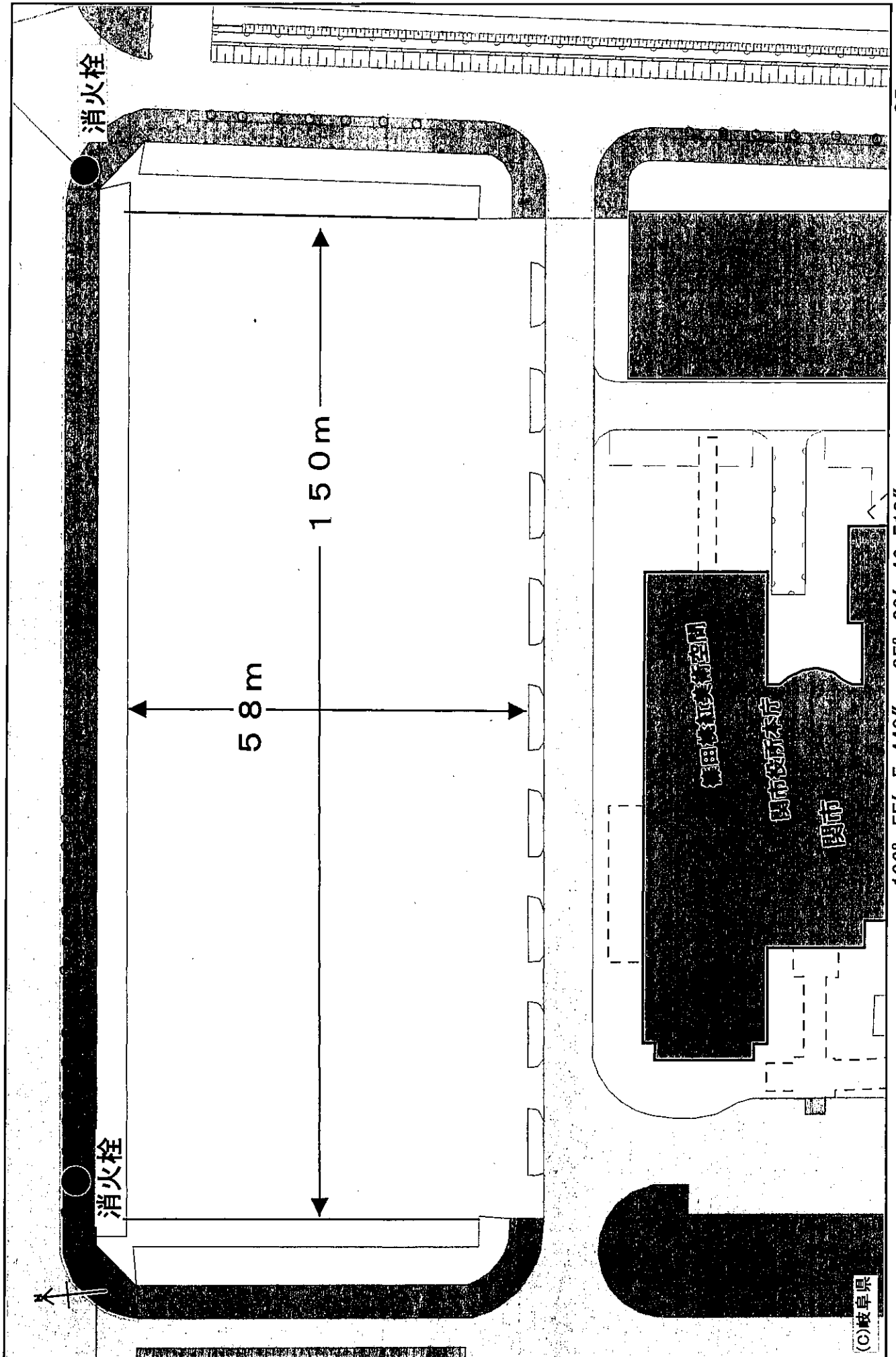
指定整列位置

(3) 消防操法大会会場選定について

平成30年度に中濃公設卸売市場の南側駐車場に給食センターが建設されることに伴い、来年度以降の関市消防操法大会会場を、各候補地の状況を比較し決定する。

候補 番号	候 補 地	面積の確保		水利の確保	駐車場の確保 (他施設)	トイレ、事務 所等の確保	備 考	決定
		操 法 区 画	選 手 、 来 賓					
1	関市役所 駐車場	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・傾斜している ・駐車場の確保（一般市民が駐車しないよう対策必要） 	○
2	中濃卸売市場 北側駐車場	○	△	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・来賓、選手のテントの確保 ・火点側に足場設置 	
3	関市文化会館 駐車場	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・催物と日時が重なる ・アスファルトの状態が良くない ・グレーチングあり ・火点側に足場設置 	
4	関市文化会館 中庭	×	×	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・催物と日時が重なる ・アスファルトの状態が良くない ・火点側に足場設置 	
5	中池自然の家 北駐車場	△	△	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・区画が若干狭い ・水利問題（プール水の汚れ、消火栓遠い） 	

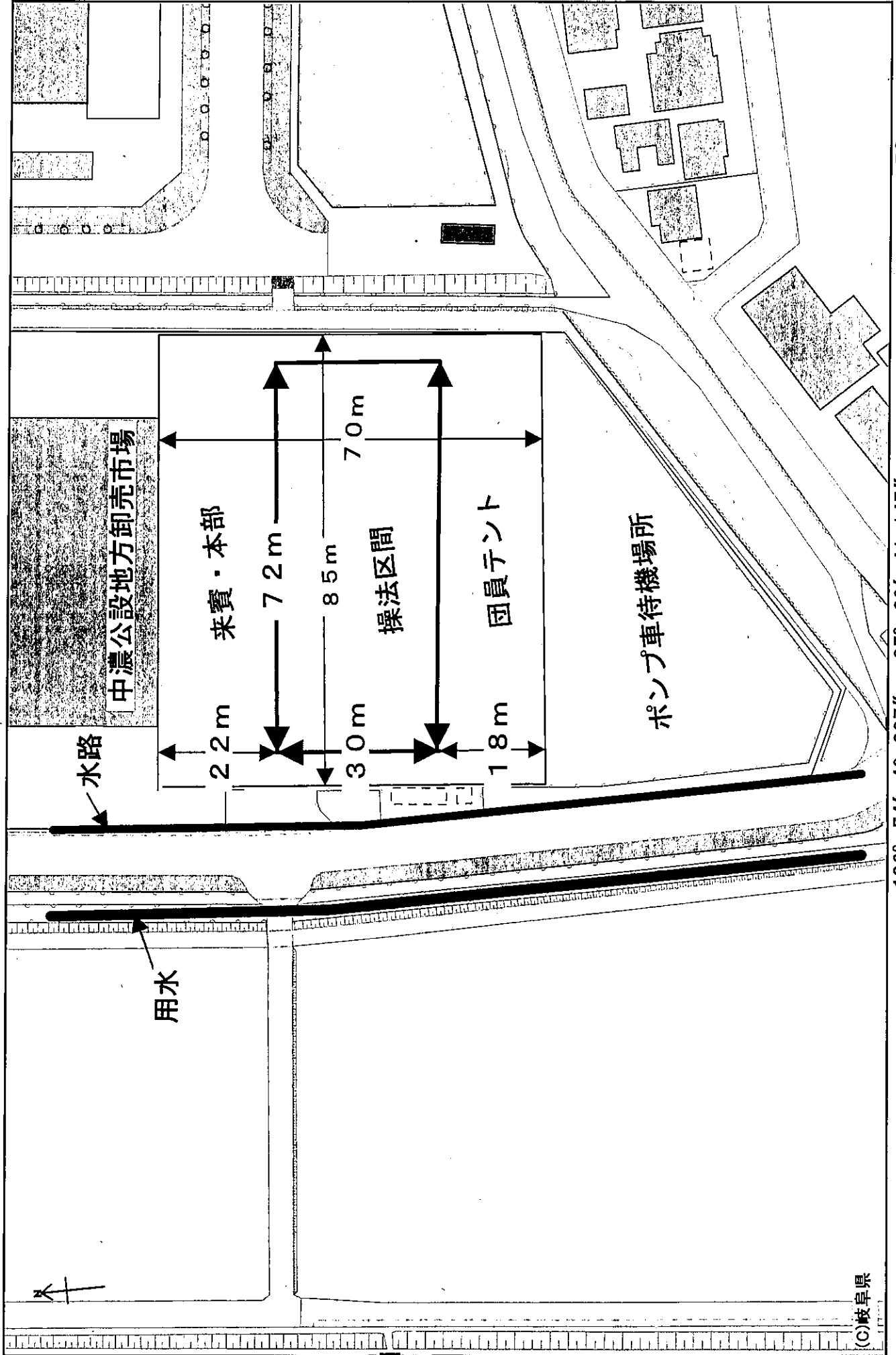
関市役所 駐車場



136° 55' 5.448" , 35° 29' 46.518"

25 m

1:739



136° 54' 49.207" , 35° 29' 41.145"

50 m

1:899

(4) 学生消防団活動認証制度について

1. 学生消防団活動認証制度とは

真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生又は専門学生について、市町村がその実績を認証することにより、就職活動を支援することを目的とする制度です。

※平成28年4月1日現在で、全国で69団体が導入しています。

○管内に大学、専門学校がある市町村における制度導入状況 (H28. 4. 1 現在)

管内に大学、専門学校がある市町村			
	うち制度導入済み	うち制度導入予定	うち導入予定なし
586	51	98	437

○学生消防団員が所属する市町村における制度導入状況 (H28. 4. 1 現在)

学生消防団員が所属する市町村			
	うち制度導入済み	うち制度導入予定	うち導入予定なし
389	49	67	273

2. 制度導入によるメリット

○企業のメリット

- ・地域社会に貢献してきた高い意識を持った人材や、組織の団体行動や規律を身につけた人材を確保できます。
- ・災害、傷病者発生時の早期対応など、事業所の災害対応能力の向上が期待できます。

○学生のメリット

- ・消防団員として地域社会に貢献してきた実績を企業にアピールできます。
- ・消防団活動における功績が評価されることで、学生の意欲向上が期待できます。

学生消防団活動認証制度の導入状況

道府県	H28.4.1 導入済	H28.12.1 導入済	H29.4.1 導入済 (見込み)	H28.12.1現在				
	導入済	導入済		導入予定 又は進行中	導入予定	導入済		検附中
						令和9年4月 現在導入済	令和9年12月 現在導入済	
1 北海道	0	1	10	18	10	9	1	8
2 青森県	0	0	1	9	1	1	0	8
3 岩手県	1	3	3	0	0	0	0	0
4 宮城県	0	0	1	8	1	1	0	7
5 秋田県	2	2	6	5	4	4	0	1
6 山形県	0	0	0	4	0	0	0	4
7 福島県	0	0	0	4	0	0	0	4
8 茨城県	1	1	2	12	1	1	0	11
9 栃木県	0	1	1	7	0	0	0	7
10 群馬県	0	0	1	8	1	1	0	7
11 埼玉県	2	5	10	25	7	5	2	18
12 千葉県	3	3	4	14	2	1	1	12
13 東京都	6	7	7	8	0	0	0	8
14 神奈川県	1	2	4	12	3	2	1	9
15 新潟県	1	1	1	9	0	0	0	9
16 富山県	0	0	1	15	2	1	1	13
17 石川県	1	1	2	4	1	1	0	3
18 福井県	2	4	12	13	13	8	5	0
19 山梨県	2	1	1	5	0	0	0	5
20 長野県	5	5	6	11	1	1	0	10
21 岐阜県	1	2	6	14	4	4	0	10
22 静岡県	3	3	4	11	1	1	0	10
23 愛知県	8	9	18	23	10	9	1	13
24 三重県	0	0	2	6	2	2	0	4
25 滋賀県	0	1	1	4	0	0	0	4
26 京都府	5	6	8	9	2	2	0	7
27 大阪府	2	3	4	13	1	1	0	12
28 兵庫県	1	1	3	6	3	2	1	3
29 奈良県	1	2	2	6	0	0	0	6
30 和歌山県	0	0	0	3	0	0	0	3
31 鳥取県	0	0	0	1	0	0	0	1
32 島根県	0	0	1	5	1	1	0	4
33 岡山県	2	2	2	3	0	0	0	3
34 広島県	2	2	4	6	2	2	0	4
35 山口県	1	2	3	10	1	1	0	9
36 徳島県	0	0	1	3	1	1	0	2
37 香川県	1	1	1	2	0	0	0	2
38 愛媛県	3	5	6	7	1	1	0	6
39 高知県	5	5	6	4	1	1	0	3
40 福岡県	3	4	4	15	0	0	0	15
41 佐賀県	1	1	1	3	0	0	0	3
42 長崎県	0	0	0	1	0	0	0	1
43 熊本県	1	1	1	8	1	0	1	7
44 大分県	1	1	2	5	1	1	0	4
45 宮崎県	1	2	6	18	6	4	2	12
46 鹿児島県	0	0	2	8	2	2	0	6
47 沖縄県	0	1	4	10	3	3	0	7
計	69	91	165	395	90	74	16	305

※東京都特別区は1団体で計上

H29.4.1には165団体で制度導入の見込み
(前年度比約2.4倍)

(5) 災害支援団員について

1 現状

- ・板取(40名)、武儀(32名)、上之保(56名)地区に組織されている。
(H29.12.1 現在 128名)
- ・消防団員としての身分を有し、階級は団員とする。
- ・災害時の活動のみに出動する。出初式、操法大会等の行事には不参加。
- ・団員報酬は支給していない。
- ・出動手当を支給している。
- ・退職報奨金を支給している。
- ・分団活動費、年末夜警費の対象である。(運営補助金)

2 課題

- ・平常時活動していなくても退職報償金が支給されるため、基本団員との間に不公平が生じる。
- ・訓練等の参加が免除されているため、基本団員との交流がなく、現場で消防活動を支援できるのか不安である。
- ・基本団員の減少につながるものが危惧される。

3 今後の方針について(案)

- ・団員報酬と出動手当は現状維持し、退職報奨金は支給しない。
 - ア 方針を説明する機会を設け、全員に説明する。
 - イ 現在の災害支援団員全員を一旦退団とし、在団年数に応じ退職報奨金を支給する。
 - ウ 災害支援団員の方針に賛同する者に再度入団していただく。
- ・分団活動費、年末夜警費の対象としない。
- ・操法大会の訓練時期に所属分団の訓練に参加してもらい、ポンプの操作を習得してもらおう。
- ・所属分団の団員と連携をとり、出動に支障のないよう努める。
- ・団員不足を補うため消防団に必要な組織であるので、上記3地域以外も増やし、消防力の低下を食い止める。

岐阜県下災害支援団員導入市町村状況

2017.2現在

	市町村	団員報酬	出勤手当	退職報奨金	全団員	人数	出場	備考
1	大垣市	10,000	1,100	×	699	66	実災害のみ	
2	高山市	12,000	1,500	○	1,874	55	実災害のみ	各分団の3分1を超えない人数
3	中津川市	5,000	×	×	1,839	199	訓練・災害	13分団中12分団の下部組織 機能別としては学生・保育士等が組織されている
4	瑞浪市	5,000	×	×	456	45	実災害のみ	年1回訓練実施
5	揖斐川町	10,000	2,000	×	647	65	実災害のみ	任意で訓練実施
6	白川町	12,000	2,000	○	397	28	実災害のみ	退職金は団員に準じているが、考える必要がある
7	恵那市	×	1,500	×	1,213			
8	美濃加茂市	33,000	1,200	○	293	100	実災害のみ	8分団 1分団3班制 1・2班は基本 3班は機能別 基本的には実災害のみであるが、分団一任で訓練あり
9	飛騨市	5,000	1,300	○	854	135	実災害のみ	分団長の判断で訓練あり
10	郡上市	×	1,500	○	1,875	126	実災害のみ	退職金支払った実績あり
11	下呂市	5,000	4h未満1500円 4h以上3000円	任期5年 未満のため×	1,214	定員 70	実災害のみ	年1～2回の訓練要請
12	養老町	36,500	半日1400円 以上2800円	○	400	107	訓練・行事・災害	特別団員として任命。基本団員と遜色ないような…
13	輪之内町	10,000	3h未満2000円 3h以上5h未満 3400円 5h以上4800円	○	107	10	実災害のみ	年1～2回訓練実施
14	御嵩町	10,000	1,800	○	170	20	実災害のみ	訓練計画中 退職金支払った実績あり
15	関市	×	1,500	○	1,165	130	実災害のみ	

岐阜県下機能別消防団員導入市町村状況

2017.2現在

	市町村	機能別	団員報酬	出動手当	退職報奨金	備 考
1	多治見市	音楽隊	33,000	2,000	○	音楽活動のみ
		救命処置指導隊	日額2,000円			
2	土岐市	音楽隊	36,000	1,600	○	音楽活動のみ
		機能別(災支)	×			実災害・多少訓練あり
3	本巣市	女性隊	36,500	2,000	×	広報活動中心
		ラッパ隊	22,000			基本団員兼務とラッパのみの隊員がいる

(趣旨)

第1条 この告示は、関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年関市条例第2号。以下「条例」という。）第3条第2項に規定する機能別団員のうち、消防団員又は消防職員を退団又は退職した者の有する豊富な知識、技能等を活かして、災害現場で不足する消防力を補完し、もって市民の生命、身体及び財産の保護並びに被害の軽減に寄与するために任用する災害支援団員に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 災害支援団員は、所属する分団長（関市消防団規則（昭和41年関市規則第10号）に規定する分団長をいう。以下同じ。）の指揮において、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 火災等の災害現場に出動し、消防団員の消防活動を支援すること。
- (2) その他消防団長が必要と認める職務

(入団の届出)

第3条 条例第3条第2項の各号に掲げる資格を有する者のうち、災害支援団員として消防団に入団しようとする者（以下「入団予定者」という。）は、その所属することとなる分団長の同意を得て、関市消防団災害支援団員入団届（別記様式第1号）を消防団長に提出しなければならない。

2 消防団長は、前項の入団届の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたとときは、市長の承認を得て、入団予定者を災害支援団員として任用する。

(任期)

第4条 災害支援団員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、年度の途中で任用された災害支援団員の任期は、当該年度の末日までとする。

(訓練等の免除)

第5条 災害支援団員は、消防出初式、操法大会等の行事、訓練その他の平常の消防団活動には参加しない。ただし、その所属する分団長が必要と認めるときは、その指示する活動に参加するものとする。

(自主防災組織との兼務)

第6条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項に規定する自主防災組織の代表者となっている災害支援団員は、災害時においては消防団及び自主防災組織の活動のうち、状況に応じて緊急かつ重要な任務から遂行するものとする。この場合において、市長は、当該災害支援団員に対して必要な指示をするものとする。

(継続任用)

第7条 分団長は、その所属する災害支援団員について継続して翌年度も任務を行わせる必要があると認めるときは、当該災害支援団員の同意を得て、毎年2月末日までに、関市消防団災害支援団員継続確認書（別記様式第2号）を消防団長に提出しなければならない。

2 消防団長は、前項の確認書の提出があったときは、その内容を審査し適当であると認めたとときは、市長の承認を得て、当該災害支援団員を翌年度も継続して任用する。

(庶務)

第8条 災害支援団員に関する庶務は、市長公室危機管理課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか災害支援団員に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日告示第115号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第91号）

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の関市災害支援団員の設置に関する要綱の規定は、施行の日以後に入団又は継続する災害支援団員について適用し、同日前までに入団又は継続した災害支援団員については、なお従前の例による。

○関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

昭和41年4月1日関市条例第2号

(総則)

第1条 非常勤の消防団員(以下「団員」という。)の定員、任免、給与、服務等については、この条例の定めるところによる。

(定員)

第2条 団員の定員は、1,250人とする。

(任用)

第3条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は、市長の承認を得て団長が、次に掲げる資格を有する者のうちから任用する。

- (1) 当該消防団の区域内に居住し、勤務し、又は在学する者
- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者
- (4) その他団長が認める者

2 前項の場合において、団長は、団員の人数の確保が困難であるときは、市長の承認を得て、次に掲げる資格を有する者のうちから機能別団員を団員として前条の定員を超えない範囲で任用することができるものとする。

- (1) 前項各号の資格を有する者
- (2) 団員若しくは消防職員としての経験が5年以上ある者(現にその職にある者を除く。)又は団長が認める者

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 第6条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(分限)

第5条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合にはこれを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 前条第3号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 当該消防団の区域外に転住し又は転勤したとき。

(懲戒)

第6条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは懲戒処分として戒告、停職又は免職することができる。

- (1) 消防に関する法令並びに条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき。
- (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

第7条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、市規則で定める。

(服務規律)

第8条 団員は、団長の招集によって出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定す

るところに従い直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第9条 団員であって10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市長に、その他の者にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第10条 団員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

第11条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、若しくは著しくその活動能率を低下させる等の集团的行動を行ってはならない。

(報酬)

第12条 団員には、その階級に応じて、次の表に定める報酬を支給する。ただし、機能別団員については報酬を支給しない。

階級	報酬(年額)
団長	55,000円
副団長	46,000円
分団長	34,000円
副分団長、部長、班長及び団員	24,000円

(費用弁償)

第13条 団員が火災その他の災害、消防団の行事等に出動し、職務に従事した場合は、費用弁償として出動1回につき1人当たり1,500円の出動手当を支給する。この場合において、出動時間が24時間を超えるときは、24時間ごとに1回の出動があつたものとみなす。

2 前項の場合を除き、団員が公務のため市外へ旅行した場合は、費用弁償として旅費を支給する。

3 旅費の額は、関市職員の旅費に関する条例(昭和28年関市条例第5号)別表に規定するその他の職員に支給する旅費の額に相当する額とする。

4 旅費の支給方法は、関市職員の旅費に関する条例の例による。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

○関市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

昭和39年5月28日関市条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第25条の規定に基づき、消防団員で非常勤の者が退職した場合において、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給することを目的とする。

(退職報償金の支給額)

第2条 退職報償金は、消防団員として3年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。

(退職報償金の支給基礎となる階級)

第3条 階級は、退職した日に、その者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が1年に満たないときは、その階級(団員を除く。)の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が1年以上あるときは、規則で定める階級とする。

(勤務年数の算定)

第4条 勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が1年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。

2 前項の勤務年数の計算は、非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となった日の属する月が同じ月である場合には、その月は後の就職に係る勤務年数には算入しない。

第4条の2 非常勤消防団員は、一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は勤務年数に算入しない。

(遺族の範囲)

第5条 退職報償金の支給を受けることができる非常勤消防団員の遺族は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、非常勤消防団員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で非常勤消防団員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に該当しない子及び父母

2 前項に掲げる者の退職報償金の支給を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順位により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 退職報償金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、その人数により等分して支給するものとする。

(遺族からの排除)

第5条の2 次に掲げる者は、退職報償金の支給を受けられない遺族としない。

(1) 非常勤消防団員を故意に死亡させた者

(2) 非常勤消防団員の死亡前に、当該非常勤消防団員の死亡によって退職報償金の支給を受けられることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職報償金の支給制限)

第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者

(2) 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者

(3) 停職処分を受けたことにより退職した者

(4) 勤務成績が特に不良であった者

(5) 前各号に掲げるもののほか、退職報償金を支給することが不相当と認められる者
(退職報償金の支給時期)

第7条 退職報償金は、非常勤消防団員が退職したとき支給する。ただし、特別の必要があるときは、これによらないことができる。

(支給手続)

第8条 退職報償金の支給について必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第2条関係)

退職報償金支給額表

階級 勤務年数	団長	副団長	分団長	副分団長	部長及び班 長	団員
	円	円	円	円	円	円
3年	143,400	137,400	131,400	128,400	122,400	120,000
4年	191,200	183,200	175,200	171,200	163,200	160,000
5年	239,000	229,000	219,000	214,000	204,000	200,000
6年	260,000	249,000	238,800	231,800	219,800	212,800
7年	281,000	269,000	258,600	249,600	235,600	225,600
8年	302,000	289,000	278,400	267,400	251,400	238,400
9年	323,000	309,000	298,200	285,200	267,200	251,200
10年	344,000	329,000	318,000	303,000	283,000	264,000
11年	367,000	349,000	337,000	320,000	298,000	278,000
12年	390,000	369,000	356,000	337,000	313,000	292,000
13年	413,000	389,000	375,000	354,000	328,000	306,000
14年	436,000	409,000	394,000	371,000	343,000	320,000
15年	459,000	429,000	413,000	388,000	358,000	334,000
16年	486,000	450,000	433,000	406,000	374,000	349,000
17年	513,000	471,000	453,000	424,000	390,000	364,000
18年	540,000	492,000	473,000	442,000	406,000	379,000
19年	567,000	513,000	493,000	460,000	422,000	394,000
20年	594,000	534,000	513,000	478,000	438,000	409,000
21年	631,000	569,000	542,200	507,200	463,200	431,000
22年	668,000	604,000	571,400	536,400	488,400	453,000
23年	705,000	639,000	600,600	565,600	513,600	475,000
24年	742,000	674,000	629,800	594,800	538,800	497,000
25年	779,000	709,000	659,000	624,000	564,000	519,000
26年	819,000	749,000	697,000	661,000	598,000	553,000
27年	859,000	789,000	735,000	698,000	632,000	587,000
28年	899,000	829,000	773,000	735,000	666,000	621,000
29年	939,000	869,000	811,000	772,000	700,000	655,000
30年以上	979,000	909,000	849,000	809,000	734,000	689,000